

送付日：2020年11月 吉日

企業奨学金ご担当者様

「ダイワ運輸グループ貸与奨学金」のご案内

拝啓 時下ますます清栄のこととお慶び申し上げます。

以前にご案内申し上げました「ダイワ運輸グループ貸与奨学金」について、いまだ新型コロナウイルス感染症に起因して困窮されている学生さんが数多くおられる状況を鑑みまして、第二期の募集を開始いたしましたのでご案内させていただきます。

貸与型の企業奨学金（無利子）ではございますが、卒業後にダイワ運輸グループに入社された場合は、返済額相当を支給いたしますので実質的免除となります。

- ・募集期間…2021年4月30日まで（応募受付順に、順次審査を進めます）
- ・定員…10名（給付決定者が定員に達し次第、応募受付を締め切ります）

その他詳細につきましては、添付書類をご参照いただけますようお願いいたします。
（担当者までご連絡いただければ各資料のデータをお送りいたします）

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお尋ねください。
今後共どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

送付書類

- 貸与奨学金応募要項 … 1枚
- ダイワ運輸グループ貸与奨学金規定 … 1式
- 貸与奨学金申込書 … 1枚
- ダイワ運輸株式会社 会社案内 … 1部

以上

〒651-2121 兵庫県神戸市西区玉津町水谷 410

ダイワ運輸株式会社

TEL 078-914-0022 FAX 078-914-0020

Email soumu@daiwa-exp.co.jp 総務部 木村樹美

貸与奨学生募集要項（第二期）

ダイワ運輸株式会社

1. 奨学金の種類 貸与型奨学金

2. 応募資格

次の条件をいずれも満たす大学生

- ① 大学に在学する優れた学生であって、新型コロナウイルス感染症に起因してアルバイト収入が減少した、あるいは保護者からの仕送りが減少した等により経済的に困窮し、修学の継続に困難があると認められる者。学部生1年生より4年生(6年制の場合は6年生)までいずれも可能。

※他の奨学金を受けている者も可

- ② 奨学金の貸与開始から返還の完了まで連帯保証人及び保証人による保証を受けられる者。

3. 募集人員 10名

4. 募集の方法 学生自身による個人直接応募

5. 募集期間 2021年4月30日まで（受付順に随時審査開始するため、定員に達し次第早期に終了する場合があります）

6. 応募窓口 ダイワ運輸株式会社 総務部総務課 木村宛 TEL 078-914-0022 〒651-2121 兵庫県神戸市西区玉津町水谷 410 Email soumu@daiwa-exp.co.jp

7. 貸与期間 在学する大学の終業年限に達するまで

8. 貸与額 月額5万円を上限として、申込者が希望する額（1万円単位）。

9. 応募書類

- ① 貸与奨学金申込書
- ② 申込者の住民票
- ③ 成績（単位修得）証明書
- ④ 連帯保証人 印鑑証明書
- ⑤ 連帯保証人 収入証明書（源泉徴収票の控えか、市町村発行の収入証明）
- ⑥ 保証人 印鑑証明書

10. 奨学金貸与の決定

奨学金貸与は、応募書類に基づいて、ダイワ運輸株式会社が審査の上決定します。

11. 奨学金の返還

- ① 返還期間 10年（繰り上げ返済可能です。）
（ア）返還方法 口座振替（振替日、毎月27日（27日が金融機関休業日の場合は翌営業日））
- ③ 返還額 毎月均等額（金利は付さない）

12. 奨学金返還の実質的免除措置

要返還者が、大学卒業後2年以内にダイワ運輸グループ企業に入社した場合は、入社日の属する月から、奨学金返還期間の最終月または要返還者がダイワ運輸グループ企業を退職する月のいずれか早い月まで、貸与奨学金の返還金相当額を支給し、貸与奨学金の返還金に充当する。

13. 奨学金返還の実質的免除措置の停止

要返還者が、奨学金返還期間内にダイワ運輸グループ企業を退職した場合は、退職月の翌月以降前項の措置を停止し、退職時の貸与奨学金未返還額を退職月の翌月から金銭消費貸借契約上の返還終了月までの残存期間で返還する。

14. 奨学金の交付と採用内定の関係について

奨学金の交付が直ちに採用内定を意味するものではありません。当社所定の採用試験を受験していただき、合格した方が採用内定となります。

以上

ダイワ運輸グループ貸与奨学金規程（第二期）

ダイワ運輸株式会社

（目的）

第1条 この規程は、現在の新型コロナウイルス感染症に起因して経済的に困窮する学生に奨学金を無利子にて貸与することにより、学業の奨励および有為な人材の育成に資することを目的とする。

（応募資格）

第2条 奨学金の応募資格は、大学に在学する優れた学生であって、新型コロナウイルス感染症に起因して、アルバイト収入が減ったこと、あるいは保護者からの仕送りが減少した等により経済的に困窮し、修学の継続に困難があると認められる者とする。

（保証）

第3条 貸与奨学生（貸与奨学金の貸与が終了している場合は、要返還者（貸与奨学金の貸与を受け、その貸与奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）は、連帯保証人及び保証人による保証を貸与奨学金の貸与の開始から返還の完了までの間受けなければならない。

- 2 第5条に規定する返還誓約書に連署した連帯保証人及び保証人（連帯保証人又は保証人について変更の届出があった場合には、直近の連帯保証人又は保証人）に保証を受けられないこととなる場合は、新たに連帯保証人又は保証人を選任し、変更の届け出を行うものとする。

（貸与奨学金の申込み）

第4条 貸与奨学金の貸与を受けようとする者は、貸与奨学金申込書、及びダイワ運輸株式会社が定めるその他の書類をダイワ運輸株式会社に提出するものとする。

（返還誓約書等の提出）

第5条 貸与奨学金の貸与を受けようとする者は、ダイワ運輸が指定する期限までに、連帯保証人及び保証人と連署の上押印（印鑑証明書を添付するものとする。）した返還誓約書及び連帯保証人の収入に関する証明書をダイワ運輸株式会社に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する返還誓約書を提出する際は、住民票の写しを添付しなければならない。

- 3 貸与奨学生は、指定する期限までに、第16条に定める口座振替のため取扱金融機関で受け付けされた自動払込利用申込書及び預金口座振替依頼書の預・貯金者控を複写機により複写したものを、ダイワ運輸株式会社に提出しなければならない。

（奨学金貸与の決定）

第6条 奨学金貸与の決定は、ダイワ運輸株式会社が、貸与奨学金申込書の記載内容及び、第5条第2項、第3項の連帯保証人及び保証人の規定条件の具備状況を審査の上これを決定する。

（貸与奨学金の貸与期間）

第7条 貸与奨学金の貸与期間については、現に在学する大学の修業年限に達するまでの期間とする。

（金銭消費貸借契約書の締結）

第8条 前条の貸与が終了した時点で、貸与奨学生は第3条の連帯保証人、保証人との連署でダイワ運輸株式会社と個別の金銭消費貸借契約を締結するものとする。

(貸与奨学金の交付)

第9条 貸与奨学金は、毎月15日に当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。(15日に金融機関が休日の場合は前営業日に交付することとする) また、振込手数料についてはダイワ運輸の負担とする。

2 貸与奨学金の交付は、ダイワ運輸が指定する金融機関に設けられた貸与奨学生名義の預貯金口座に振込む方法により行うものとする。

3 ダイワ運輸は、各年度ごとに貸与した貸与奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を貸与奨学生に交付するものとする。

(貸与奨学生の異動届出)

第10条 貸与奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学部(同一学校の他の学部又は学科の相当学年に移動することをいう。次項において同じ。)、転学(退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。次項及び次条において同じ。)、編入学(退学又は卒業後に他の学校の修業年限の中途に入学することをいう。次項及び次条において同じ。)

留学(海外留学支援制度による派遣留学生の場合、官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合又はこれら以外で留学期間が3月未満の場合を除く。)又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 貸与奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(4) 第3条の連帯保証人又は保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項第1号において転学部、転学、編入学後、貸与奨学金を継続するにあたり、当該転学部、転学、編入学前より貸与総額が増加する場合は、当該事由による届け出をする際に別に定める書類に連帯保証人及び保証人と連署の上押印することを要する。

3 第1項第1号に該当し前項の届け出をする貸与奨学生が未成年者の場合にあっては、その保護者と連署の上押印することを要する。

(転学、編入学、留学又は退学による貸与奨学金の取扱)

第11条 貸与奨学生が退学したときは、貸与奨学金を辞退したものとみなす。

2 貸与奨学生が、転学及び編入学する場合は、貸与奨学金の交付を継続することができるものとし、交付の継続を希望する者には転学又は編入学後3月以内に継続願を提出させるものとする。

3 前項の場合の貸与奨学金の貸与期間は、現に在学する大学の修業年限に達するまでの期間とする。

4 貸与奨学生が留学した場合は貸与奨学金の交付を休止する。ただし、海外留学支援制度による派遣留学生の場合、官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合、これら以外で留学期間が3月未満の場合は、貸与奨学金の交付を継続することができる。

(貸与奨学金の交付の休止)

第12条 貸与奨学生が休学したとき又は1月以上の長期にわたって欠席したとき(病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、学校長が成業の見込みがあると認め、かつ授業料を納入している場合を除く。)は、貸与

奨学金の交付を休止する。

(貸与奨学金の交付の復活)

第13条 第11条の規定により貸与奨学金の交付を休止された者又は前条の規定により貸与奨学金の交付を休止された者が、その事由がやんで願い出たときは、貸与奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された月から起算して2年を経過したときはこの限りでない。

(貸与奨学金の交付の廃止)

第14条 貸与奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、ダイワ運輸は、貸与奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (2) 貸与奨学金を必要としなくなったとき。
- (3) 第3条第2項に該当する場合であって、連帯保証人又は保証人の変更を行わず、保証が受けられなくなったとき。
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失う等その他第2条に規定する貸与奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項第3号の場合については、貸与奨学金の交付を廃止するに先立ち原則として、相当の期間内に貸与奨学生から所要の手続がなかったとき、その他同号に該当することとなるおそれがあると認められるときに貸与奨学生に対して一定の期間を定めて保証の継続に必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において、当該期間については、貸与奨学金の交付を保留するものとする。

(貸与奨学金の辞退)

第15条 貸与奨学生は、いつでも貸与奨学金の辞退を申し出ることができる。

(貸与奨学金の返還)

第16条 貸与奨学金の返還は、定額返還方式により、原則として、口座振替（振替日は、毎月27日（27日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）の方法によるものとする。また、振替手数料は要返済者の負担とする。

(要返還者の届出)

第17条 要返還者は、貸与奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

- 2 要返還者は、貸与奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。
- 3 第3条第1項第の保証を受ける要返還者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更するとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第18条 貸与奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、直ちに異動届を提出しなければならない。

- 2 要返還者が貸与奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

(貸与奨学金の返還期間と返還開始時期)

第19条 貸与奨学金の返還期間は10年とし、返還開始時期は、奨学金の貸与が終了した月の翌月より起算して4か月目より開始するものとする。

2 要返還者の申出により、いつでも繰上げ返還することができる。

(貸与奨学金返還の実質的免除措置)

第20条 要返還者が、大学卒業後2年以内にダイワ運輸グループ企業に入社した場合は、入社日の属する月から、奨学金返還期間の最終月または要返還者がダイワ運輸グループ企業を退職する月のいずれが早い月まで、貸与奨学金の返還金相当額を支給し、貸与奨学金の返還金に充当する。

(貸与奨学金返還の実質的免除措置停止)

第21条 要返還者がダイワ運輸グループ企業を退職した場合は、退職月の翌月以降前条の措置を停止し、退職時の貸与奨学金未返還額を退職月の翌月から第8条に規定する金銭消費貸借契約上の返還終了月までの残存期間で返還する。

(個人情報の取り扱いについて)

第22条 個人情報の取り扱いについては以下の通りとし、同意する場合は貸与奨学金申込書(第二期)の所定欄に署名することとする。

【個人情報の利用目的】

貸与奨学金応募者への連絡、奨学金貸与審査、奨学金貸与および返済の管理のため。

【第三者への提供】

弊社は法律で定められている場合を除いて、応募者の個人情報を当該本人の同意を得ず第三者に提供することはありません。

【取扱い業務の委託】

個人情報の取扱いの委託はありません。

【提出の任意性】

応募者が弊社に対して個人情報を提出することは任意です。ただし、個人情報を提出されない場合には、貸与の検討ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【個人情報の開示請求について】

応募者には、応募者の個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を要求する権利があります。必要な場合には、下記の窓口まで連絡ください。

TEL 078-914-0022 責任者：個人情報保護管理者 木村溶徹

貸与奨学金申込書（第二期）

ふりがな 氏名 _____		生年月日 _____ (満 歳)		写真
貸与希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
貸与希望月額	万円 (1万円から5万円まで、1万円単位)			
現 住 所	[〒 -] ※自宅・下宿・学寮・その他() 電話番号 - - メールアドレス			
在学大学	大学 学部 科 年			
	[〒 -] 電話番号 - - 所在地			
連帯保証人	ふりがな	生年月日 年 月 日生		
	氏 名	続柄	電話番号 - -	
	現住所 [〒 -]			
保証人	ふりがな	生年月日 年 月 日生		
	氏 名	続柄	電話番号 - -	
	現住所 [〒 -]			
奨学金貸与希望理由(募集要項の応募資格に該当する理由を記入) 				
ダイワ運輸株式会社 代表取締役 木村 泰文 様 年 月 日 上記のとおり記載事項に相違ありません。貴社の奨学金の貸与に関係書類を添えて、 連帯保証人・保証人と連署して申し込みます。 本 人 _____ 印 連帯保証人 _____ 印 保 証 人 _____ 印				
ダイワ運輸グループ貸与奨学金規程(第二期)第22条「個人情報の取り扱いについて」に記載されている項目に同意します。 本人自署 _____				
連帯保証人・保証人の選任条件				
連 帯 保 証 人	① 申込者本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。 ② 申込者本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、申込者本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。 ③ 申込書提出時点で未成年者でないこと。 ④ 学生でないこと。 ⑤ 申込者本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。 ⑥ 債務整理中(破産等)でないこと。			
保 証 人	① 申込者本人及び連帯保証人と別生計であること。 ② 申込者本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。 ③ 申込書提出時点で65歳未満であること。 ④ 申込書提出時点で未成年者でないこと。 ⑤ 学生でないこと。 ⑥ 申込者本人又は連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。 ⑦ 債務整理中(破産等)でないこと。			

※連帯保証人の②、保証人の②③については、貸付予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に替えることができる。

添付書類 ①申込者の住民票 ②成績証明書 ③連帯保証人・印鑑証明書 ④連帯保証人・収入証明書
⑤保証人・印鑑証明書 (不明点はお問い合わせください)